

清代、督撫による地方官人事からみる王朝統治の一側面

山本 一

【要約】 清朝では適材適所の地方官人事を行うため、督撫が下級地方官の人事を「題本」で請願できる規定が十八世紀前半に創始された。しかし、督撫は主に「奏摺」を用い、規定を越えて人事を請願していた。督撫による地方官人事やそれにもなう諸制度の運用実態をみていくと、督撫は「地方官人事行政の効率化」と「行政的空白の防止」を志向していたことがうかがえる。このような督撫による地方官人事からみると、その最終決裁は皇帝に委ねられていたが、地方の意見を多分に汲み上げるとともに、督撫の「超法規的」請願を可能にする柔軟な運用実態が存在していたことが分かる。清朝前期の皇帝は奏摺を利用して中央集権化を志向したが、督撫による地方官人事については、より柔軟かつ効率的に運用される構造が生まれた。これは清朝の中央集権的な統治体制のひとつの側面であったと考えられる。

史林 一〇二巻四号 二〇一九年七月

はじめに

宋代以降の前近代中国官僚制では、科挙に及第した者は中央の官僚人事担当部署（明清時期は吏部）の管轄下におかれ、明代後期から清代において、彼らの人事は中央・地方を問わず全て皇帝の決定か吏部の籤引きに委ねられたとされている。しかし、清代の総督・巡撫（総督は一省ないしは数省を、巡撫は主に一省を管轄。以下督撫と略記）が、管轄する省内の地方官人事に関わっていたことが先行研究で指摘されている。また筆者は「山本二〇一三」で、十八世紀前半に整備された、督

撫が下級地方官の人事を請願できる規定に関して、先行研究に新たな知見を加えて全体像を提示し、その運用実態を解明した。前稿「山本二〇一三」では、規定に則った地方官人事規定とその運用のみを扱い、重層化した規定や、督撫が規定を破って請願を行う地方官人事については深く検討を加えなかった。本稿では、前稿で扱わなかった地方官人事の様態を明らかにし、そこからみえる清朝の統治構造の特質を考察したい。そこで鍵となるのは、奏摺制度および皇帝―官員関係である。

後述するように、督撫が規定を破って請願を行う地方官人事においては、題本ではなく奏摺が多く用いられていた。周知のとおり、清代の行政文書は題本と奏摺に大別される。題本は明代から継承した、官印が付された「正式」な文書形式であり、中央諸部門を経て皇帝に送られた。奏摺は雍正期から多用され始め、官員が「私的」に皇帝へ提出する文書形式であった。一般に題本ではルーティンワークが、奏摺では重要事項が扱われたとされる。

本稿で扱う地方官人事の多くが奏摺によってなされていたため、地方官人事制度の運用と奏摺制度は密接に関連していたと考えられる。宮崎市定は、雍正帝が奏摺政治を始めた理由を、①独裁制の確立、②朋党の禁止、③地方の実情の把握とし、特に①を強調する^③。また内田直文は、奏摺政治について、康熙帝が当時の文書行政・朝廷決議の弊害に鑑み、皇帝と満洲人官員らが中心となれる文書行政の必要性から奏摺政治を開始し、満洲人官員を地方に派遣して奏摺を使用したネットワークを展開すると同時に、地方の郷紳層を取り込んで秩序を再建していったとする^④。本稿においては、督撫による地方官人事で奏摺が多く用いられたことよって、清朝の統治構造に何がもたらされたのが検討課題となろう。

また、清朝の中央集権的統治構造に関する研究は多くあるが、特に皇帝と官員との関係から考察した代表的なものを以下に述べたい。まず足立啓二は、明清時代の官員は決裁能力・自立性が低く独自の機能がなくなり、皇帝へ権限が集中したとする。次にキューン^⑥は、官員たちは皇帝を「官僚制的独裁君主」として規定に基づいたルーティン枠内に留めておこうとし、対して皇帝は人事査定や引見、奏摺を通じて官僚と直接意思疎通を図ることで自身の独裁権を強めようとし、こ

のバランスのうえで清朝官僚制が成りたつていたとする。これらの指摘に対して、本稿では督撫による地方官人事という限られた検討対象ではあるが、清朝の統治構造の特質について新たな一面を考察したい。

さらに地方官人事に関して、張振国^⑦は、地方官人事権に関する統計的考察を行い、清代前期において督撫が人事を行えるポストの割合を明らかにし、人事制度が複雑化し督撫の権限が増加したとする。また劉錚雲^⑧は、督撫が規定を破って地方官人事を請願する事例が、乾隆・嘉慶年間も多く見られたと指摘し、規定を破っても皇帝の是認を例外的に得られるのであれば、督撫はそれを利用して人事権を拡大しようとしていたとする。両者とも督撫の人事権の伸長を指摘しており、確かにそのように捉えることも可能であろう。ただ、本稿では地方官人事にともなう他の事項（引見、規定の変更、在京候補官派遣要請）も検討範囲にいれることで、別の側面を明らかにしていきたい。

① 本稿で考察対象とするのは、直省十八省の漢人文官に限定する。また本稿では、「就任」とは候補官等が実職に就くこと、「異動」とは現職の地方官が同級ポストへ横すべりで配置転換されること、「昇任」とは上級官への昇進を指し、就任・異動・昇任を包含して「人事」と表記する。

② 織田等一九一四、二三六―二四二頁。近藤一九五八。劉一九九三。劉一九九六。張二〇〇九。伍二〇一一、一八七―二四六頁。それぞれ

の詳細については、山本二〇一三、二九―三〇頁参照。

③ 宮崎一九五七。

④ 内田二〇〇五、二〇一三。

⑤ 足立一九九八、七八・一六六頁。

⑥ キューン著、谷井俊仁・谷井陽子訳一九九六、二三六―二六七頁。原著：Kuhn, 1990, pp. 187-222。その中で督撫による人事に言及するが、深い考察はなされていない。

⑦ 張二〇〇九、一〇〇―一〇一頁。

⑧ 劉一九九三、二〇一頁、同二〇一七、一四四―一五〇頁。

第一章 督撫による地方官人事規定——「規定を越えた《規定》」と引見

まずは「山本二〇一三」から本稿に関わる地方官人事規定を整理したい。清代の地方官人事規定はポスト（缺）の種類、人事を行う主体、地方官の条件、引見の有無という四種類に大別される。

まず雍正・乾隆年間に各地方官ポストについて、行政区画名とポスト名、管轄地域の特質（衝・繁・疲・難）、ポストの

重要度（最要缺・要缺・中缺・簡缺。衝・繁・疲・難がいくつあてはまるかという字数の多寡で決定される）、人事を行う主体という四つの側面からそれぞれのポストの特質が定められた。そして、督撫が題本で人事の請願を行えるのは、主に道台、知府・同知・通判・直隸州知州・知州・知県のうち、沿海・沿河・苗疆・烟瘴地域の全てのポスト、最要缺・要缺に分類された同知・通判・知州・知県のポストとされた。いっぽう最要缺・要缺にあたる道台・知府のポストは「請旨缺（吏部が数名の人選を行い皇帝が決定）」、中缺・簡缺の道台・知県の全てのポストは吏部の人事とされた。

また人事対象となる地方官に関する規定も形成された。督撫がある地方官の昇任を請願する場合、その地方官の「歴俸（現ポストの任期）」が五年、異動の場合は三年経過していることが必要とされた。

さらに乾隆初～中期（十八世紀前半～中葉）に、「參罰（官員が弾劾された後に帯びている処分）」に関する規定も形成された。乾隆初期には、地方官が特定の参罰を一件でも帯びている場合、督撫による昇任・異動の請願が禁止されたが、乾隆二十九年、三十四年には参罰が十件以内であれば、督撫がその地方官の人事を請願することが許可された^①。

そして本稿に大きく関わる地方官人事規定として「引見」の有無が挙げられる。引見とは、ある官員が吏部等の官員とともに皇帝に謁見するという儀礼であると同時に、皇帝自らによる、任用予定者への最終的な人物評価の場でもあった。督撫から題本で昇任の推薦を受けた知県以上の官員は、吏部に送って引見させ、皇帝の裁定を待たせると定められた。いっぽう督撫の題本で異動する地方官は、引見を行う必要はないと定められた。さらに「王二〇〇七、二一―二二頁」によれば、遠方の省の「命往試用举人（上諭で試用人員として派遣された举人）」は、就任の際に引見の必要がないとされた。これは遠方派遣の上諭が出される際に、既に引見が行われているため免除されたと考えられる。そもそも官僚任用候補者を中央から地方にあらかじめ派遣して見習いをさせる「外補制」や督撫による地方官人事が制定された目的は、地方の実情を知る督撫に適材適所の人事を行わせること、そして官員の交代のための行政的空白を無くすことであった^③。昇任の際に引見が必要となれば、後者の目的を満たすことはできない。引見への督撫の対応は後段で考察したい。

さて、「山本二〇二三、四一―四七頁」では、適材適所の人事が行えない場合、規定に抵触する地方官を昇任・異動・就任させる請願を督撫が行ってよいという、例外的な規定に言及した。これを本稿では「規定を越えた《規定》（以下《規定》と略記）」と表現し、以下で検討を加えたい。

(一) 調缺への題昇（乾隆『欽定大清会典則例』（以下、乾隆『則例』と略記）卷八、調缺准酌量題昇。乾隆四年制定^④。調缺とは「督撫の題本による異動」のみが認められたポストである。空いた調缺に異動させうる官員が存在しないが、督撫の管轄下に優秀かつ政務に秀でる官員がいれば、「異動を行うことが出来ず、昇任を行いたい」という旨を題本に明記して昇任を請願することができる。吏部はその官員に、他に規定に反する事柄がないか調べ、問題なければ督撫はその官員を吏部に送って引見させ、皇帝の判断を待たせる。すなわち、適材適所の人事のためには調缺に昇任の請願をしてよいということである。

(二) 候補官等の就任（乾隆『則例』卷八、補用試用人員題昇。乾隆四年制定^⑤。ここでは二つの内容が記載されている。①「奉旨命往（皇帝の命で地方に派遣されたという肩書）」と督撫の題本によつて就任の請願が許可されている試用・候補の道台・知府人員は、「応題（督撫が題本で昇任・異動させるポスト）」・「応調（督撫が題本で異動させるポスト）」・「応選（吏部の人事）」に関わらず、督撫が題本で就任を請願することが許可された。また、②「奉旨命往」と督撫の題本で当該省に留まつている同知・通判・知州・知県の候補人員については、「応題」・「応調」・「応選」に関わらず、督撫が題本で人事を請願することが許可された。

(三) 歷俸の不足（乾隆『則例』卷八、知府州縣等官閔俸昇調。乾隆十三年制定^⑦。あるポストが重要であり、有能な人員でなければその任に堪えないが、その人員の歷俸が規定（昇任五年、異動三年）に達していない場合、督撫は「適材適所」であることを根拠にして、奏摺で皇帝に上奏して昇任・異動を請願することが許可された。

(四) 参罰の有無と「銜（官員が有する品階）」を越えた推薦（①は乾隆『則例』卷八、官員題昇。乾隆四年制定^⑧。②は光緒

『大清会典事例』卷五十九、官員題昇。乾隆三十四年制定。^①ここでも二つの内容が記載されている。①「応昇官員」^②の中に規定に合致する者がいない場合、いくつ参罰を帯びていても、またその官員が持っている「銜」以上に題本で推薦する場合でも、人事の可否判断を皇帝に請うことが出来ると定められた。②督撫が題本で昇任させる官員について、ある空きポストが重要であり、その官員が適材適所であるならば、任期内に特別な降俸の処分があっても、参罰が十件以内であれば、督撫は奏摺で推薦を行えると定められた。

以上を整理すると、候補官等に関してはポストの種類によらない、題本による督撫の人事が許可され、歴俸に関しては規定に達しておらずとも、督撫は奏摺を用いれば適材適所の地方官人事を請願でき、乾隆中期以降であれば参罰についても題本が奏摺かの違いはあるが、上奏を行えば本来の規定に合致しない地方官の人事を請願することが可能となった。このような《規定》は、地方の状況を知り得る督撫が柔軟に地方官人事を行えるための措置であり、人事的選択肢は広がったと考えられる。

さて、上述の《規定》において、乾隆四年に制定された《規定》では題本を、それ以降の《規定》では奏摺を用いるように督撫に指示をしている。また実際に奏摺を見ていくと、規定にも《規定》にも抵触する地方官人事の請願を督撫が行っている事例（たとえば督撫が請旨缺に昇任の請願を行うといった事例。本稿ではこれを「破例」と称す）が少なからず存在する。すなわち、奏摺制度の確立は督撫による地方官人事に大きな影響を与えたと考えられる。奏摺制度と地方官人事の関係、およびそこからみえる王朝統治の特質については後段に譲るとして、次章では《規定》に則った人事と破例人事の全体像と運用実態を考察したい。

① また「品級考」により現在のポストから昇任しうるポストが定められていた「伍二〇一一、二五〇〇―二六四頁」。

② ただし同規定で、同じ異動でも現任の職務に堪えず、閑職のポストへ

実質的に「降格」される場合は、当該地方官を中央へ送って引見させ、皇帝の上諭を待たせると定められた。

③ 近藤一九五八、四一・四五頁。伍二〇一一、一九六一―一九八頁。

④ 若該省実無可調補之人、而屬官内、果有才守兼優、政績卓著者、於疏内將無可調補、必須題昇之処声明、由部察明与例相符、令其送部引見、応否准其昇用、恭候欽定。

⑤ ① 凡各省奉旨命往及督撫題準以道府補用、試用人員、遇有員缺、無論應題・應調・應選之缺、令該督撫酌量才具、揀其人地相宜者、悉准題請補授・署理。

② 其同知・通判・州県、如奉旨命往補用及督撫題明留於該省候補者、無論應題・應調・應選之缺、均准該督撫酌量具題。

⑥ なお試用人員はまず署理（代理）になると定められた。乾隆「則例」卷八、補用試用人員題缺「試用人員内有能勝任者、准其一例遴選題署。」

⑦ 至員缺果係緊要、非幹練之員、不能勝任、而年例未符、実有不得不

為變通者、准令該督撫將其人其地实在相需之処、或應調補、或應昇署、詳悉声明專摺奏聞。

⑧ 若應昇官員内、無合例之人、不論何項參罰、並越銜保題、悉准一例遴選請旨。

⑨ 凡題昇人員、遇員缺緊要、人地实在相需、而所議昇補之員、任内有督僱民借籽種口糧降俸処分、未逾十案以外、准其專摺声明保奏。

⑩ ここでの「應昇官員」とは、本章注①の品級考により、ある空きポストがで、そこへ昇任しうるポストに現在就いている官員のうち、任期五年を経過した者を指すと考えられる。

第二章 督撫の上奏による地方官人事の数量的分析

本章では、『宮中檔乾隆朝奏摺』（国立故宫博物院編、台北、国立故宫博物院、一九八二—一九九五。以下『乾隆奏摺』と略記）および『明清檔案』（張偉仁主編、台北、中央研究院歷史語言研究所、一九八六—一九九五）から、乾隆十六年七月～翌十七年十月に督撫が上奏で行った《規定》人事、破例人事の事例を集め、督撫がどのような請願を出しているかを数量的に検討したい。表一「乾隆十六～十七年の督撫による人事の請願」は、当該時期の人事をまとめたものである。

この時期を対象とするのは以下に挙げる理由による。まず、督撫が人事を請願する事例はこれ以前から見られるが、この乾隆十六～十七年からまとめた数量の史料を得られるためである。次に前述の通り、督撫による地方官人事の規定は十八世紀中葉までにその基礎が確立されるが、乾隆二十九・三十四年の「参罰が十件以内であれば督撫の人事の請願を許可する」という緩和以前の方が、『規定』人事・破例人事の事例がより多く見られるからである。さらに、吏部題本は第一歴史檔案館所蔵の内閣漢文題本（原館蔵史料）^③の中から抽出した、督撫の上奏に対応する吏部の題本である。筆者が檔

表一：乾隆十六～十七年の督撫による人事の請願

		就任・異動・昇任先ポスト () 内は昇任をあらわす									合計 (昇任)						
知府	同知	直隸 知州	知州	通判	知県	州判	其他										
19	(4)	10	(6)	4	(3)	11	(6)	2	(0)	57	(7)	0	(0)	2	(0)	105	(26)
ポストの字数																	
ポストの重要度																	
四	三	二	一	零	其他	最	要	中	簡	其他							
11	36	27	15	6	10	10	42	23	25	5							
人事を行う主体・方法										人事の理由							
請旨	部選	在外 調補	在外 題補	其他	請旨	部選	任期 5年	任期 3年	参罰	其他							
14	42	32	13	4	14	42	17	28	36	15							
上奏の陳批					吏部題本					題本の陳批							
督撫 支持	吏部 議奏	其他	許可	反对	其他	督吏 一致	督撫 支持	吏部 支持	其他								
38	62	5	24	8	1	18	4	4	7								

典拠
 『宮中檔乾隆朝奏摺』1-4、『明清檔案』176-184
 (乾隆十六年(1751)七月から十七年(1752)十月
 まで)ただし『宮中檔乾隆朝奏摺』は十六年十月、
 十七年一月、二月、六月は欠損のため除く)から
 抽出。
 吏部題本は、第一歴史檔案館所蔵の内閣漢文題本
 (原館蔵史料)中から抽出した、督撫の上奏に対応
 する吏部の題本である。

説明
 字数・重要度・人事を行う主体・方法の不明、ひと
 つの人事に関して複数の条件が該当、吏部題本の有
 無、上奏文の破損等の理由から、合計の数値は必ず
 しも一致しない。

案館で収集した題本がこの一年に限られていることも理由のひとつである。ただし、事例としては督撫の上奏から百件超見られるため、一定程度の動向はつかむことが可能であると考えられる。

さて、当該時期には、のべ一〇五件の督撫による《規定》人事・破例人事の請願がなされている。そのうち昇任は二六件であり、多数が就任・異動であることが分かる。「就任・異動・昇任先ポスト」について、知県が五七件で最も多く、次いで知府（十九件）、知州（十一件）と続く。知県が多数を占めるのはポストの絶対的多数から容易に理解できるが、知府がこれに次ぐのは、比較的高位で重要なポストに対して、督撫が多く人事を請願した可能性が推測される。

「ポストの字数」（管轄地域の特質をあらわす衝・繁・疲・難の数）と「ポストの重要度」はそれぞれ三字（三六件）と要缺（四二件）が最多である。「人事を行う主体・方法」は、規定上誰が人事を行うと定められていたのかということである。

「部選（吏部の銓選）」（四二件）、「在外調補（督撫が地方で異動を請願）」（三二件）、「請旨缺」（十四件）と続く。在外調補は督撫による異動が許可されているポストであるが、部選と請旨缺は規定上、督撫による人事請願が許されないポストである。

次に「人事の理由」について見ていこう。この項目は本来の規定から逸脱する部分が何なのかを表している。一件の人事に対して複数の理由（部選のポストに歷俸未滿の者を異動させる等）が存在することもあるため、この項目の総数一五二件は人事の総数（一〇五件）を上回っている。部選のポストに対する人事が四二件で最も多く、次いで参罰を帯びる官員に關する人事が三六件、任期三年未滿（＝異動の歷俸未滿）が二八件、任期五年未滿（＝昇任の歷俸未滿）が十七件、請旨缺に対する人事の請願が十四件と続く。参罰を帯びる官僚に關する人事が比較的多い理由として、当時の官界において多くの官員が参罰を受けていたことが背景にあると考えられる^④。

さて第一章で挙げた《規定》のうち、表一の時期に該当する規定は、（一）調缺への題昇、（二）候補官等の就任、（三）歷俸の不足、（四）参罰の有無と「銜」を越えた推薦の①である。以下に《規定》に則った奏摺の一例をみてみよう^⑤。

雲南省の〔前〕騰越州知州の葛慶曾は病気を患い逝去しましたが、「この逝去については」すでに別の題本で〔中央に〕報告しております。空いた〔騰越州知州の〕ポストは、規定では「在外揀選調補（地方で督撫が人選し異動を請願する）」とあります。（中略）私（雲貴総督）が規定を調べたところ、「ポストが重要であり辣腕の人員でなければその任に堪えないが、「年例（昇任五年、異動三年の任期）」に合致せず、やむを得ず（規定を越えて）臨機応変に対処することが必要であれば、その官員が適材適所であることよって異動、あるいは昇任して署理（代理）させることを、奏摺で詳細に述べて上奏することを許可する。」とあります。

〔中略〕騰越州は重要なポストであり、有能な官員でなければ任に堪えないが、現在雲南省内の知州には異動させる適当な官員がないと述べる。ただ昆明県知県の陳秋元は才能があつて信念を堅く守り、人格・品性も兼ね備えています。平彝（県）を歴任し、循吏としての評判が日頃から高く、また雲南にいる日も長く、辺境の状況を熟知しております。彼を騰越州知州に昇任・署理させれば、実に〔彼の〕才能はその地になつており、地方に適する人材を得るといふ効がございます。ただ該官員は歷俸が五年未満であり「題昇」の規定と合致しませんので、《規定》に則つて奏摺で上奏して皇帝陛下の天恩を願ひ、重要なポストに規定に合致した異動させる官員を一時的に得られないことから、昆明県知県の陳秋元を騰越州知州に昇任・署理させることを許可願ひます。（中略）陳秋元に関しては、知県から知州への昇任・署理を請願しておりますので、吏部の覆議が到着する日をご待ち、〔到着後〕吏部に送つて引見させます。

〔硃批〕〔総督の〕請願通りにせよ。吏部は承知するように。

騰越州知州のポストは、前官員が病没したため空きポストとなつた。当該ポストは、規定では「在外揀選調補」であるが、異動に適した官員がないため昇任を請願する。これは《規定》（一）に該当しよう。^⑥ただし雲貴総督が選抜した昆明県知県は歷俸が五年未満であるため、《規定》（三）「歷俸の不足」の条文を引用し、奏摺で上奏して許可を求めている。現在の昆明県知県を選抜した理由としては、人物が素晴らしく長期間雲南省にいて状況を熟知しており、適材適所であるこ

とを挙げている。これに対する乾隆帝の硃批は、総督の請願を是認しており、吏部にはその内容を承知して対応するよう命じているのである。

さて表一「上奏の硃批」によれば、乾隆帝の硃批は、督撫を支持する事例が三八件、一旦吏部に審議させたいうえで上奏を命じる事例は六二件である。^⑦ これに対して吏部は題本で上奏をすることが通常であり、第一歴史檔案館所蔵の吏部題本および『明清檔案』所収の題本のうち、督撫の《規定》人事・破例人事の請願に対して出されたものをのべ三三件発見できた（表一「吏部題本」の合計数）。そのうち督撫の請願を許可するものが二四件、反対するものが八件であった。^⑧ そしてその吏部の題本への乾隆帝の硃批（表一「題本の硃批」）は、督撫と吏部の意見が一致しており、乾隆帝もそれを支持した事例が十八件、督撫の請願と吏部の意見が対立した場合、乾隆帝が督撫を支持した事例が四件、逆に吏部を支持した事例も四件であった。^⑨ 次章では、督撫の上奏、吏部の上奏、皇帝の上奏、皇帝の硃批を含めた文書行政について詳しく検討していきたい。

① 『乾隆奏摺』では、乾隆十六年十月、十七年一月、二月、六月が欠損している。

② 管見の限りでは、題本では順治年間から『明清檔案』中に見られ、奏摺では康熙四十五年の事例（国立故宫博物院編『宮中檔康熙朝奏摺』台北、国立故宫博物院 第一輯、一九七六、三四六―三五〇頁）が最も早い事例である。

③ 以下史料名を「内閣題本史料」と略記。

④ 「伍二〇一一、三〇二―三二五頁」によれば、清代では考課制度が整備されるにつれ、官員は頻繁に弾劾を受けたとされる。

⑤ 雲貴総督碩色「奏報辺地要缺需員請旨昇補摺」乾隆十七年三月二十四日『乾隆奏摺』第二輯、五〇三―五〇五頁。なお史料の日本語訳文中の「」は筆者による補足を、「（）」は説明をあらわす。また上奏者は『乾隆奏摺』の目録に挙げられている者のみを記す。

窃照雲南騰越州知州葛慶曾患病身故、業經另疏題報在案。所遣員缺例应在外揀選調補。（中略）臣伏查定例「員缺果係緊要、非幹練之員、不能勝任、而年例不符、实有不得不為變通者、准將其人其地实在相需、或應調補、或應昇署、詳晰声明專摺奏聞。（中略）。惟昆明原知縣陳秋元才守兼優、人品端謹。歷任平彝、昆明、循声素著、且在滇日久、熟諳辺地情形。以之昇署騰越州知州、实才称其地、辺方可能獲得人之効。惟該員歷俸未滿伍年、与題昇之例不符、相應循例專摺奏懇皇上天恩、俯念要缺一時不得合例可調之員、准將昆明原知縣陳秋元昇署騰越州知州、（中略）至陳秋元係由知縣請昇署知州、應俟部覆至日、送部引見。

（硃批）著照所請行。該部知道。

⑥ 《規定》（一）に該当する事例はこの期間内には七件あるが、この史料のように督撫が奏摺人事の理由として条文を挙げることは無かった。

そのため表一「人事の理由」にはこの項目を設けていない。

⑦ 表一「上奏の硃批」の項目の「其他」五件のうち、三件は「有旨該部」、「覽」、「已有旨了」であり、皇帝の意思が判然としない。また残りの二件は奏摺の破損により硃批が見られないため、便宜上「其他」に入れている。

⑧ 其他の一件は「引見のうえ決定する」という趣旨のものである。

⑨ 表一「題本の硃批」の項目の「其他」七件のうち、四件は乾隆帝が

「該部議奏」と硃批を下している場合である。おそらく吏部の題本に何らかの不備があり、乾隆帝が吏部に再度上奏を命じたのではないかと推測される。残りの三件は題本の破損により硃批が見られないため、便宜上「其他」に入れている。

第三章《規定》人事、破例人事の運用実態および引見の有無

表二「人事の理由ごとの文書行政」は、《規定》人事、破例人事の理由ごとに、その後の文書行政の経過を記したものである。この文書行政はいくつかに類型化できるため、本章ではまず表二と共にそれぞれ検討を加えたい。その後実際に地方官人事における引見の有無について述べ、地方官人事の運用実態をみていきたい。

(一) 督撫の上奏→皇帝が硃批で直接督撫の請願を是認

まずは督撫が地方官人事の請願を行い、その上奏に対して皇帝が硃批で是認している事例である。具体的には前章で引用した史料のように、督撫の上奏に対して乾隆帝が「著照所請行。該部知道。」といった硃批を下しているものである。表二「上奏の硃批」の「督撫支持」によれば、このパターン全三八件のうち、《規定》のみに依拠するもの(⑥～⑨)が十二件、破例(②～⑤、⑩、⑪)が十六件、破例と《規定》が混在するもの(①、③、④、⑦、⑧、⑩、⑫)が十件存在し、特に偏向は見られない。

ただし、督撫による地方官人事の請願のうち、相当数が吏部での覆議に回されず、皇帝によって直接是認されたことは注目に値する。これは吏部の人事に与る機会が後退したと考えられるとともに、地方官人事に関わる手続きの合理化をもたらしたのである。皇帝が直接是認した根拠について檔案からは窺い知れないが、吏部の覆議を経ない分、地方官人事に

表二：人事の理由ごとの文書行政

番号	人事の理由	上奏の殊批				吏部題本				題本の殊批								
		督撫支持	吏部議奏	其他	許可	反対	其他	督・吏一致	督撫支持	吏部支持	其他							
①	昇任																	
②	請旨缺への人事	昇任	4	1	1		1										1	
		異動																
③	就任	1	1		1							1						
④	部選のポストへの人事	昇任	5	3			2											
		異動	2	1		1						1						1
⑤	就任																	
⑥	任期5年未満	昇任	3	5		1	1	1										
⑦	任期3年未満	異動	2	10														
⑧	昇任																	
⑨	昇任																	
⑩	弾劾処分あり	昇任	2															
		異動			1													
⑪	就任																	
⑫	破例 + 《規定》																	
⑬	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
⑭	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
⑮	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
⑯	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
⑰	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
⑱	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
⑲	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
⑳	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㉑	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㉒	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㉓	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㉔	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㉕	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㉖	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㉗	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㉘	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㉙	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㉚	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㉛	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㉜	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㉝	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㉞	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㉟	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㊱	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㊲	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㊳	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㊴	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㊵	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㊶	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㊷	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㊸	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㊹	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㊺	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㊻	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㊼	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㊽	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㊾	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
㊿	破例 + 《規定》 + 《規定》																	
合計		38	62	5	24	8	1	18	4	4	4	7						

かかる時間を削減することが可能になったと考えられる。例えば次節のように吏部に覆議を命じた事例では、督撫の上奏が乾隆十六年八月二十一日、これに対する皇帝の硃批が同年九月二十二日、吏部の上奏が十月十三日である。もし吏部の覆議がなければ三週間ほど短縮することが可能であり、地方行政の空白を極力短くすることができたであろう。

(2) 督撫の上奏→皇帝は「吏部議奏」→吏部が許可→皇帝も同意

督撫の上奏に対して乾隆帝が「該部議奏」すなわち吏部に検討のうえ上奏を命じている事例は全六二件(表二)「上奏への硃批」の「吏部議奏」あり、そのうち《規定》のみに依拠するものは三八件、「破例」は九件、破例と《規定》が混在するものは十五件であった。

このうち乾隆十六年八月二十一日に広東巡撫が行った上奏と、それに関する文書行政をみてみよう。最初に広東巡撫の蘇昌が奏摺^②で以下のように述べる。以前、陽江県知県の伍斯琳という官員が病気となり休職することを題本で上奏した。その空きポストの人事の主体・方法は「応在外揀選調補」すなわち督撫が人選のうえ異動させるとある。ただ陽江県知県は劇務のポストであり、優秀な人材でなければ務まらず、現在開建県知県の任に当たっている張耀壁が適材適所である。ただし張耀壁は開建県知県となつてからまだ三年を経過しておらず、調補の規定に合致していないため、《規定》(三)に則つて奏摺で上奏する。そして張耀壁が異動したあとの開建県知県には、發粵試用知県の王楚士を代理として就任させることを請願する。この奏摺に対して乾隆帝は同年九月二十二日に「該部議奏」の硃批を下す。

これをうけて吏部は十月十三日に題本で次の内容の上奏を行う^③。吏部はまず陽江県が督撫の異動人事によるポストであり、開建県知県が吏部の人事のポストであることを述べる。そして陽江県知県へ歴俸三年未滿の張耀壁を異動させることは本来規定に合致しないが、広東巡撫が《規定》(三)に則つて奏摺で上奏したため、吏部はそれを許可し皇帝の判断を求めている。また開建県知県へ試用知県の王楚士を代理として就任させることも許可している。これについて特定の規定に関する言及は無いが、おそらくは《規定》(二)(2)に該当するであろう。つまりこの事例は、本来の規定には合致して

いないが、《規定》に則って奏摺で人事を請願しているため吏部もその請願を認め、そして皇帝も「その異動を許可する。その他も覆議の通りにせよ」と同じく認めているのである。

表二「吏部題本」の三三件中、吏部が許可した事例は十五件存在する。表二⑤の事例は破例にも関わらず吏部が許可し、皇帝もそれに同意している。これは山東省の知県の事例で、恩県知県は衝・繁・疲・難の四項目が該当する劇務のポストであるのに対し、博平県知県は行政が比較的容易であるため、優秀な現任の博平県知県を恩県知県に異動させ、凡庸な現任の恩県知県を博平県知県に異動させるといふ、「繁簡互調（相互入れ替え）」によって適材適所となるように請願しているものである。現在の博平県知県は歴俸三年未満であるため奏摺で異動を請願しており《規定》に合致しているが、博平県知県のポストは部選であるためそこへの異動は破例（表二⑤）となる。《規定》に則った人事によって連鎖的に起こる人事について、管見の限り規定は存在しないが、吏部によって破例と捉えられることは無かったのではないだろうか。これは表二⑩、⑫が《規定》と破例が混在する事例であるにも関わらず、吏部が許可していることから推察される。

そして本節のように督撫と吏部の意見が一致した場合、少なくとも四分の三にあたる十八件で皇帝は是認している（表二「題本の硃批」の「督・吏一致」⑤）。つまり、督撫が《規定》に則って上奏を行い、吏部もそれを許可した場合、皇帝はそれを追認すると考えられる。

（3）督撫の上奏→皇帝は「吏部議奏」→吏部は反対→皇帝は督撫を支持

次に督撫の請願が吏部にまわされ、吏部が反対するも、皇帝は督撫を支持したというパターンを、福建省福安県知県の事例⑥から検討したい。

乾隆十六年八月の奏摺で福建巡撫は以下の様に述べる。現在福安県は水害に遭っているが、前福安県知県は職務怠慢であり、福建巡撫が弾劾して空きポストとなった。福安県知県は中缺で吏部の人事であるが、現在水害復旧が緊要の政務であり、有能な人材が必要である。寧化県丞の夏瑚という人物がおり、非常に優秀でかつて寧化・連江・福清・同安とい

つた知県の代理を務めたことがあり、仕事ぶりは実直であった。そこで皇帝陛下の「格外の天恩」によって夏瑚の福安県知県への代理での昇任を許可してほしい。以上が福建巡撫の奏摺の内容であるが、これに対して乾隆帝は「該部議奏」の硃批を同年九月十四日に下す。そして吏部は以下のように述べる。^⑦

規定を調べましたところ、各省の衝・繁・疲・難の州県（のポストのうち）四項目、三項目が該当する（ポスト）は、管轄地域の督撫が人選を行って異動させる。二項目、一項目、また衝・繁・疲・難のどれにもあてはまらない（ポスト）場合は、全て吏部の各月の銓選によるものとあります。これはまさに（吏部が扱う）月選のポストなので、（督撫が）題本で昇任を請願してはならないという規定であります。現在（議案となっている）福安県知県（のポスト）は中缺であり、（吏部の）各月の銓選による（ポスト）であります。当該（福建）巡撫が寧化県丞の夏瑚を上奏で代理として昇任させようとしているのは、規定に合致しません。（よって福建巡撫が）請願した内容に従う必要はありません。福安県知県のポストは、我々吏部が規定通りに各月の銓選（に）て官員を決定いたします。

（硃批）夏瑚について、当該（福建）巡撫の請願した通りに処理せよ。

吏部は福建巡撫が奏摺で請願した福安県知県への夏瑚の代理での昇任は、規定に合致しないため許可せず、規定通り吏部が人事を行うとする。しかし乾隆帝は硃批で福建巡撫の請願を認め、夏瑚の代理での昇任を認めているのである。吏部が督撫の請願に反対した事例は八件（表二「吏部題本」の「反対」）あり、そのうち皇帝が吏部の意見を退けて督撫を支持した事例は四件存在する（表二「題本の硃批」の「督撫支持」）。本節のパターンのうち他の事例で吏部が反対する理由は、福安県知県の事例と同じように吏部の人事のポストであることが同一題本中に二件、参罰を帯びている官員を督撫が異動させようとして吏部が反対する事例が一件存在する。^⑧

督撫の請願が規定に合致していないとする吏部の判断を、皇帝が覆して督撫の人事を支持するということは、地方の实情を知る督撫の意見を尊重しようとする皇帝の意向、またそれを可能にする構造が存在したと考えるべきであろう。

（４）督撫の上奏→皇帝は「吏部議奏」→吏部反対→皇帝は吏部を支持

最後に前節とは逆のパターン、すなわち督撫の請願に吏部が反対意見を出し、皇帝が吏部を支持したパターンを、乾隆十七年五月初二日に貴州巡撫が上奏した、普安州知州および玉屏県知県の事例から検討したい。^⑩

前普安州知州は弾劾されそのポストが空いた。当該ポストは衝・繁・難の三項目が該当する要缺であり、規定では督撫が人事を行うとある。そこで貴州巡撫は玉屏県知県の龔士模を代理として昇任させたいと考える。龔士模は昇任が可能となる歷俸五年に満たないが、《規定》（三）に依拠して、奏摺で昇任を請願する。さらに彼はこれまで各地の知州・知県を代理で務めており、その年月は十六年十一月となることを申し添え、巡撫は龔士模が経験豊富であることを強調する。

さらに前述の昇任で空くことになる玉屏県知県のポストは中缺であり吏部の人事であるが、これも《規定》（二）②に依拠して、「委用知県」の肩書を持った王宏業を就任させることを請願する。最後に龔士模は昇任であるので、許可が通達され次第、吏部に送って引見させると述べる。この奏摺に対して乾隆帝は同年五月二十七日に「該部議奏」の硃批を下し、吏部へと案件がまわされた。そして吏部は以下の様に述べる。^⑪

規定を調べましたところ、各省の衝・繁・難、苗族居住区の州県（の地方官ポスト）について、四項目、三項目が該当する「ポスト」は、管轄地域の督撫が人選を行って異動させる。二項目、一項目、また衝・繁・難のどれにもあてはまらない「ポスト」の場合は、全て吏部の各月の銓選によるものとします。また「別の」規定には、地方への派遣が命じられて試用として代理で職務を行っている各官員について、「銜大缺小（その官員が任じられるポストの品階が、就任するポストの品階より大きい場合）」、また「銜缺相当（官員とポストの品階が合致している場合）」は、一年の試用を経て職務に堪えようであれば、

〔督撫に〕題本で「実授（署理≡代理ではなく正規の官員となること）」を請願させる。〔ただし〕代理で務めていた任期は、〔正規の任期に〕合算してはならない、とあります。（中略）現在〔審議している〕龔士模は〔督撫の〕題本で玉屏県知県に代理として務めておりますが、まだ「実授」に至っておらず、歷俸を勘案して昇任させようとする官員ではありません。当該〔貴州〕巡撫が奏摺で請願している知州への代理での昇任は、規定に合致しません。当該〔貴州〕巡撫が普安州知州に代理として昇任させようとしている内容に従う必要はありません。（前述の）玉屏県知県代理の龔士模について、その知州への代理での昇任を許可しないので、「委用知県」の王宏業を玉屏県知県に就任させるという内容にも従う必要はありません。普安州知州のポストについては、当該〔貴州〕巡撫に規定に照らして、再度規定に合致する官員を選させ、題本で人事を行わせるようにすべきです。

（硃批）覆議のようによ。

吏部は関連する規定を列挙する中で、代理と正規の任期を峻別し、代理の任期は合算するべきではないと述べる（傍線部）。すなわち龔士模のこれまでの任期は全て代理の期間であり、現在もまだ「実授」にいたっていないことから、巡撫の請願を却下する。すなわち《規定》（三）が適用されるには、正規の官僚としての任期でなければならぬとの見解を示しているのである。

この吏部の回答に対して、乾隆帝は吏部を支持し、巡撫の請願をしりぞけている。その後巡撫は再度別の官員の人事を奏摺で請願し、吏部の同意を得て皇帝の同意を得ている。^⑫

本節の事例のように、吏部の反対意見が皇帝の支持を得た事例は四件みられる（表二「題本の硃批」の「吏部支持」）。前節とあわせて考えると、吏部が督撫の請願に反対した場合、皇帝がどちらを支持するのは事例は少ないが同数であり、どちらかに偏っているわけではない。

(5) 破例の請願

次に「規定を越えた『規定』」にも合致しない、「破例」について検討したい。破例の事例は表二中にイタリックで数字を示した①～⑤、⑩、⑪および(5)と(9)が該当し、総数は二七件である。そのうち十六件は皇帝が支持しており、比較的皇帝の同意が得られやすい傾向にあった。いっぽう吏部へとまわされた事例は九件あり、そのうち吏部の題本が確認できる事例四件は、当然のごとく全て反対意見が出されている(①、④(二件)、(9)の事例)。吏部題本への皇帝の硃批は督撫を支持するものが二件、吏部を支持するものが二件である。すなわち破例の全二七件中、少なくとも十八件で督撫の請願が認められたことになる。

このように、文書行政全体を検討して看取できるのは、督撫の請願を乾隆帝が直接却下しないこと、および督撫の請願が許可される事例が比較的多いことである。表一の全一〇五件のうち、本章(1)の事例で三八件、(2)で八件、(3)で四件、(5)で十八件と、少なくとも半数以上の六八件が認められたことになり、全体として督撫の請願が認められる割合が高かったと考えられる。

(6) 引見の有無

第一章で述べたように、督撫が上奏で昇任を行うときには、地方官を北京に送って皇帝に謁見させる「引見」という儀礼が必要であった。この規定は第二章で挙げた史料、および第三章(四)中で二重傍線を付した部分にあるように、上奏文中にも明記されている。いっぽう、督撫の題本で異動する場合、遠方の省の「命往試用举人」は就任の際に引見が不要であった。外補制や督撫による地方官人事が制定された目的のひとつに、官員交代で生じる行政的空白を無くすことがあったが、引見はその障碍となりえた。上奏文中に督撫が引見させないために異動や就任を意識的に選択したという記述は管見の限り無いが、表一全一〇五件中、昇任が二六件(二四・八%)に止まるのは、督撫が引見による行政的空白を避けようとしている意向のあらわれと推測できるのでないだろうか。

さらに昇任の請願全二六件のうち、①規定通り引見させる事例は十三件、②引見に関する記載が無い事例は十一件、③引見の先送りを請願する事例は二件であった。②の十一件のうち五件は、督撫がひとつの上奏で複数の人事を請願し、その二番目以降の昇任に該当するものである。例えば、両江総督が江蘇省の邵睢同知の人事について、江防同知からの異動を請願し、それに伴って空いた江防同知には、清河県知県からの代理での昇任を請願している。このように前者の請願の可否如何に関わる昇任の場合は、後者の引見については述べられないことがある。残りの六件で引見について言及されない理由は分らないが、昇任の際の引見は当然守るべき規定なので触れられなかったとも考えられる。¹⁴次に興味深い表二③の二件を検討する。まずは閩浙総督と浙江巡撫の以下の奏摺である。

調べましたところ、「候補運副の任官資格で浦江県知県への就任を請願する」施繩武、「仁和場大使捐昇通判の任官資格で遂昌県知県への就任を請願する」石山、「東陽県丞から嵯県知県への昇任を請願する」戴椿は吏部に送って引見させる人員でございますので、もし「この人事の請願が」ご許可いただけましたら、規定では吏部に送って引見していただかなければなりません。ただし彼らは全て災害区に代理「として職を」委任されて災害対応を担うことになるので、とても「その任務から」離れるわけには参りません。まず各県「知県」の職務に代理として就かせ、災害救済の仕事が終わるのを待つて、その後吏部に咨文を送「り引見させ」る、ということをご許可願います。

施繩武・石山・戴椿の三人の人事は引見が必要であるが、それぞれの任地での災害対策が喫緊の課題であるため、復興が終わってから引見をさせることを請願している。もうひとつの事例である甘肅巡撫の奏摺¹⁵でも、現在の寧州知州を安西同知へ昇任させることについて、彼が現在担っている少数民族との交易が終わってから引見に赴かせるとある。このように現在担っている喫緊の政務が終わるまで引見を先送りしてほしいという請願は、督撫が地方行政の空白を無くすために採

った措置であろう。そして皇帝はどちらにも「著照所請行。該部知道。」との硃批を下し、督撫の請願を認めている。このように、督撫による《規定》人事・破例人事の請願に引見が不要である異動・就任が多いこと、また人事対象の地方官が喫緊の課題を担っている場合、それを終えるまで引見を先送りすることからも、督撫と皇帝は地方行政の効率化を優先していたと考えてよいのではないだろうか。

① 破例と《規定》が混在するものとは、ある一件の地方官人事に關して、破例の要素と《規定》にあてはまる要素が同時に存在する事例である。例えば表二の(1)は、①請旨缺への昇任（破例）の人事を⑦任期五年未満の人員（《規定》）に行おうという請願の事例である。

② 広東巡撫蘇昌「奏請調補海疆原令摺」乾隆十六年八月二十一日「乾隆奏摺」第一輯、四七一頁。

窃查粵東肇慶府陽江知縣伍斯琳患病、經臣題准部覆休致。所遺陽江縣係沿海繁難之缺、例應在外揀選調補。（中略）臣查陽江一邑、外接重洋、民俗刁悍、且地劇事繁、辦理不易、必得明敏強幹之員、方克勝任。（中略）惟查肇慶府開建縣知縣張耀壁（中略）調補陽江、實屬人地相宜。（中略）但該員在開建本任未滿三年、與調補之例未符。理合循例詳悉聲明恭摺奏聞。（中略）所遺查有發粵試用知縣王楚士（中略）堪以署理開建原印務。

③ 吏部尚書傅恒等「為籲請調補海疆原令以裨地方事」乾隆十六年十月十三日「內閣題本史料」マイクロ一六二一〇一一二二二頁。

今陽江縣係沿海繁難之缺、例應在外揀選調補。開建縣地畝係簡缺、應歸部選。（中略）查開建縣知縣張耀壁歷俸未滿參年、任內並別項不合例事故。該撫既經遵例專摺奏聞。臣部照例請旨可否、准其調補陽江縣知縣之處、恭候欽定。如蒙俯允、其將試用知縣王楚士署理試看。

（硃批）張耀壁准其調補。余依議。

④ 山東巡撫鄂容安「奏請調補知縣摺」乾隆十六年十二月二十日「乾隆奏摺」第二輯、二七五頁。

又查東昌府屬恩縣、路當孔道兼司河務、係衝繁疲難四項相兼要缺、非精明幹練之員、不克勝任。臣前過該邑留心察看、現任知縣楊永仁才具中平、辦理頗為踴躍。查有博平縣知縣張德履、人頗勤幹、有志向上、以之調補恩縣知縣、實屬人地相宜。（中略）其所遺博平縣知縣事簡易治、請即以楊永仁調補責其後効。

⑤ 残りの七件は全て「其他」に該当する。「其他」の内訳は表一「題本の硃批」と同じであるため、第二章注⑨参照。

⑥ 福建巡撫潘思榘「奏請調補災區原令以裨地方摺」乾隆十六年八月十八日「乾隆奏摺」第一輯、四四八—四四九頁。吏部尚書傅恒等「為請補災區原令以裨地方事」乾隆十六年十月十日「內閣題本史料」マイクロ一六一卷、一八七六一—一八八五頁。

⑦ 前注「內閣題本史料」、一八八〇—一八八一頁。

查定例、各省衝繁疲難州縣四項三項相兼者、令該督撫揀選調補。二項一項及並非衝繁疲難、悉歸月分銓選等語。是應歸月選之缺、並無題請昇用之例。今福安縣知縣係中缺、應歸月選。該撫遵將寧化縣縣丞夏瑚奏請昇署、與例不符。應將所請之處、毋庸議。其福安縣知縣員缺、臣部照例歸於月分銓選。

（硃批）夏瑚著照該撫所請行。

⑧ 吏部尚書傅恒等「為員缺廢弛已久仰懇切聖恩酌調賢員以裨地方事」

乾隆十六年十一月十三日「内閣題本吏科」マイクロー一六二卷、二八〇—二八九頁。

今安仁県知県係銜簡缺、万載県知県係繁難中缺、俱应屆月選之缺。該撫將東郷県知県梅長週調補安仁県知県、瀘溪県知県朱松調補万載県知県、与例不符。

⑨ 吏部尚書傅恒等「為恭懇聖恩調補県令以裨吏治事」乾隆十七年五月六日「内閣題本吏科」マイクロー一六七卷、一五七一—一五八〇頁。

查劉瓚任内有塩引未完降職一級載罪督銷之案、与調補之例不符、应將該督等所奏來安県知県劉瓚調補蕪湖県知県之処、毋庸議。

⑩ 貴州巡撫開泰「奏請調補知州摺」乾隆十七年五月初二日「乾隆奏摺」第二輯、八七二—八七三頁。吏部尚書傅恒等「為請旨事」乾隆十七年六月二十二日「内閣題本吏科」マイクロー一六八卷、一〇八四—一〇九四頁。

⑪ 前注「内閣題本吏科」、一〇八九—一〇九一頁。

查定例、各省衝繁疲難苗疆州県四項三項相兼者、令該督撫揀選調補。二項一項及並非衝繁疲難之缺、悉屆月分銓選。又定例、在外命在試用署職各官、銜大缺小、銜缺相當者、試用一年、果能称職、保題实授。署職之俸、不准通算等語（中略）。今龔士模係題署玉屏県知県、尚未实授、不准較俸昇転之員。該撫遵行奏請昇署知州、与例不符。应將該撫等奏請昇署普安州知州之処、毋庸議。署玉屏県知県龔士模既不准其昇署知州、其委用知県王安業補授玉屏県知県之処、亦毋庸議。至普安州知州員缺、应令該撫等照例、另選合例之員、具題補授。

（硃批）依議。

⑫ 巡撫は現任知州からの異動を請願するが、その官員も任期三年未満の者（ただし代理ではなく正規の任期が半年ほどある）であり、《規定》（三）に則つた人事の請願である。吏部は規定に反することがな

く、巡撫が奏摺で上奏して皇帝の可否を求めていることからその請願を認め、皇帝も是認している。

貴州巡撫開泰「奏請以牛思凝調補普安州知州昇」乾隆十七年八月二十六日「乾隆奏摺」第三輯、六八六—六八七頁。

茲批藩臬二司於通省屬員内詳慎揀選、有正安州知州牛思凝堪以調補。（中略）但該員係於乾隆拾陸年肆月内昇授正安州知州、拾柒年式月内到任、未滿參年、与准調之例不符。伏查定例、員缺果属緊要而年例未符、有不得不為變通者、准將其人其地实在相需之処、或応調補或応昇署、詳細聲明摺奏聞等語。理合遵例聲明請旨。

（硃批）該部議奏。

吏部尚書傅恒等「為請旨事」乾隆十七年十月十四日「内閣題本吏科」マイクロー一六九卷、八三九—八五一頁。

臣部查、正安州知州牛思凝任内並無不合例事故、既經該撫等專摺奏聞相応請旨可否、准其調補普安州知州之処、恭候欽定。

（硃批）牛思凝等准其調補。余依議。

⑬ 两江総督高斌「奏請昇調所酌選之員任河工要缺摺」乾隆十六年八月二日「乾隆奏摺」第一輯、三三四—三三五頁。

合無仰懇聖恩、准以江防同知張弘運調補邗都同知、庶人地相宜、实為駕輕就熟。（中略）將清河県知県孔傳樞、署理江防同知。

⑭ 閩浙総督喀爾吉善「奏請破格補用県官摺」乾隆十六年八月二十二日「乾隆奏摺」第一輯、四八二—四八三頁。

查施繩武、石山、戴椿係應行送部引見之員、如蒙聖恩俞允、例應送部引見。但各員現皆委署災區承辦災務、勢難脱身。可否先令署理各県事務、俟災賑事竣、再行給咨送部。

⑮ 甘肅巡撫楊應琚「奏請昇署辺要之庁員以資治理摺」乾隆十七年五月二十三日「乾隆奏摺」第三輯、一四七—一四九頁。

窃照甘省安西同知王筠推昇。遺缺例应在外揀選調補。（中略）臣

覆詳加揀選有寧州知州傅棟、歷俸已逾五載、人地相宜。（中略）

如蒙俞允、俟夷使交易事畢回巢之後、照例給咨赴部引見。

第四章 督撫による地方官人事規定変更の要請と在京候補官派遣要請

「はじめに」で述べたように、これまでみた督撫による請願は、本来吏部に属するはずの地方官人事の権限を、督撫が奪取しているとの考えを惹起しがちである。もちろんそのような一面は否定できないが、別の事例から当時の督撫の意図を探ってみよう。

まずは、督撫が地方官人事規定の変更を要請した事例について、雍正十二年一月十七日の湖南巡撫の奏摺を見てみよう^①。

調べましたところ、湖南省の各府州県にはA苗族居住地域が存在するポストであり〔督撫が〕題本で異動させ、任期が五年になれば昇任させるポスト、B以前に衝・繁・疲・難のうち四字か三字に該当する〔地域の〕ポストであり〔督撫が〕「題補」^②で人事を行うと定めたポスト、C以前に〔衝・繁・疲・難のうち〕二字か一字に該当する〔地域の〕ポストであり吏部の人事と定めたポスト〔の三種類が〕あります。①ただその土地に適したように〔人事方法を〕定め、あるポストについて〔督撫による〕題本での人事か〔吏部による〕人事かを、事情を酌量して変更すべきではありません。謹んで皇帝陛下のために人事方法の変更について陳述いたします。（中略。瀘溪・辰谿・麻陽の三県は、周囲の地域が改土帰流等によって平穩となった。また通道・会同の二県と桂東・桂陽の二県は、苗族居住地域だが統治しやすい地方である。）②以上の七県〔の知県のポスト〕について、これまでどおり〔保題（督撫の題本による推薦）〕を行って五年勤め上げれば昇任できるという優遇措置をむやみに受けさせず、吏部の人事に帰すべきではありません。（中略。瀏陽県知県・平江県知県・桃源県知県は、それぞれ二字に該当する地域のポストで、吏部の人事と定められているが、どこも難治地域であるため、有能な官員でなければ務まらない。）③以上の三県〔の知県のポスト〕について、以前は吏部の人事のポストでありましたが、各地方はまことに統治し難く、〔督撫の〕題本で異動を行う〔ポストに〕改定していただく存じません。私は地方のポスト（に適材適所の人材を得る）という観点から、一方は吏部の人事に改定し、一方は〔督撫による〕題本で

異動させるポストに改定することをお願いいたします。

雍正末年における湖南省下の知県のポストについて、A苗族居住地域に該当するので督撫が題本で人事を行うポスト、B衝・繁・疲・難のうち四字か三字に該当する地域で、督撫が題本で人事を行うポスト、C衝・繁・疲・難のうち二字か一字に該当する地域で、吏部の人事によるポストの三種類があった。つまりAとBは督撫の人事、Cが吏部の人事となる。ただ人事の主体について、事情を酌量して変更を加えるべきだと述べる(傍線部①)。

そこでAに属するポストのうち七つのポストは、もはやその管轄地域の統治が困難ではないとして、Cの吏部が人事を行うポストへの人事規定の変更を要請している(傍線部②)。逆にCに属するポストのうち三つのポストは、管轄地域の統治が難しいという理由で、Bの督撫が人事を行うポストへと変更を要請している(傍線部③)。乾隆十三年(一七四八)段階で、前者七つのポストは零々一字の簡缺に、後者の瀏陽県は繁・難二字の要缺、平江県は繁・疲・難三字の要缺、桃源県は衝・繁・難三字の要缺と定められており、この要請が認められた可能性が高い③。

このような人事方法の変更要請は他にも見られる。同じく雍正十二年九月初二日の四川の督撫の奏摺に以下のようにある。四川省の州県ポストについて、かつて土地の丈量を行い農地が大幅に増えるなどしたため、布政使が三十五の州県を督撫の人事によるポストにしたいと上奏したが、中央は再度督撫にその是非を調査させた。督撫は、三十五州県のうち三十一州県はそのまま吏部の人事とし、四県のみ督撫の人事に変更する必要があるとした。また乾隆十八年(一七五三)の雲南巡撫の奏摺⑥では、雲南省内の府知事の七ポストについて、これまではすべて「在外揀選調補」であったが、そのうち永北・順寧・鶴慶三つの府は二字に該当するだけであり、府知事については吏部の人事に変更すべきであったとした。

このように、督撫は必要最低限の変更を要請するのみで、むやみに督撫が権限の奪取を図ったとは言えない。つまり、現地の実情を知る督撫が、統治が困難で重要な地域のポストは督撫の人事とするように、また重要度の低い地域のポスト

は吏部の人事とするように要請し、中央はその要請を督撫の権限が過大にならないように検討したうえで許可していたと考えられるのである。

同様の志向は、乾隆十七年、江西巡撫が空いた知県のポストに、中央から候補官を派遣するよう要請している事例からも読み取れる。^⑧江西巡撫は、上饒県は最要缺、南豊県は要缺であつて難治であり、優秀な官員が必要であつたあと、以下のように述べる。

〔しかし〕現在〔江西〕全省の中缺・簡缺の知県のうち、異動させられる官員はおりません。規定通りに奏摺で上奏して皇帝陛下の恩沢にあずかり、〔吏〕部に北京にいる候補官の中から選抜して引見をさせ、上饒・南豊の二県のポストに就けるよう〔命令〕ただけでしたら、実に重要な地域に有能な人材を得られ、かつ吏治にも大いに有益でございましょう。

江西巡撫は、現在の江西省には、難治である上饒県・南豊県の知県に異動させうる官員がいないと述べる。江西巡撫が依拠した布政使・按察使からの詳文によれば、「江西省全省の中缺・簡缺のうち、〔異動が可能となる〕三年の任期を満たしている者はわずか数人しかおらず、あるものは才能が〔低く〕現在の〔中缺・簡缺の〕任務に堪えうるのみであり、あるものは適材適所とならないため、異動させ得る官員はいない」という。^⑨そのため江西巡撫は規定に依拠して、吏部に北京にいる候補官を選抜させ、上饒・南豊の二県のポストに就けるよう要請しているのである。

ここでいう規定とは、乾隆四年に定められた、「当該省に規定に合致した、異動させうる官員がおらず、また〔督撫が〕題本で昇任を請願する官員もない場合は、当該督撫が上奏して、〔吏〕部が候補官の中から数人を選抜して引見させ、〔皇帝陛下による〕就任の決定を待つ」^⑩を指していると考えられる。このように督撫が中央からの官員派遣要請をしている事例は、表一の十二ヶ月でも数件みられる。すなわち、督撫は地方官人事の権限の全てを手中に入れようとしてい

⑦ 府知事とは府の佐貳官である。光緒『大清会典事例』卷六七、苗疆題補に、「雍正、乾隆初年に雲南の府知事は「揀選咨部調補」であると規定されている。

⑧ 江西巡撫兼提督銜鄂昌「奏請簡補知県摺」乾隆十七年十月十五日

『乾隆奏摺』第四輯、一一九—一二〇頁。

今通省中簡県内、既無可以調補之員。理合遵例声明恭摺奏懇聖恩、勅部於在京候補人員内遴選引見、補授上饒・南豊二県員缺、庶要地得人與吏治大有裨益。

また、同様の事例は「織田等一九一四、二四一—二四二頁」でも挙

げられるが、深い考察はされていない。

⑨ 同前注史料。

在於通省中、簡県内細加衡量、任滿三年者、僅有數員、或才具止稱本任、或人地不甚相宜、實無可以調補之員。

⑩ 光緒『大清会典事例』卷六十、調缺准酌量題昇。

乾隆四年奏准（中略）如該省既無合例應調之員、亦無可以題昇之人、即令該督撫奏聞、由部於候補人員内、遴選數人引見、恭候簡用。

おわりに——地方官人事からみる王朝統治の一側

皇帝を頂点とする堅牢な官僚制度をその統治のひとつの柱としていた清朝にとって、適材適所の人事を行うことは、ゆるがせにできない懸案であった。そのため地方の実情を知り得る督撫が地方官人事を行える規定が創始された。しかしさらなる有効な人事のため、規定を越えた《規定》が定められ、さらに督撫は直接皇帝に意見を陳情できる奏摺を使用して破例人事を請願していた。督撫による《規定》人事・破例人事の多くが皇帝の支持、ないしは吏部の同意を得て許可され、また吏部が督撫の請願に反対した場合でも、皇帝が督撫を支持する場合もあった。無論、賄賂の可能性が無いわけではなく、督撫による地方官人事は廃止されることなく清末でも引き続き行われていたこと②から、有効に運用されていたと考えてよいだろう。

さて、第一章で述べたように、乾隆四年より後に定められた《規定》では奏摺を使用するように指示し、破例人事は奏摺によってなされていた。督撫による地方官人事から奏摺の意義を考えるならば、「人事行政の効率化」及び「中央集権体制と地方統治の確立」が指摘できるであろう。奏摺であれば、督撫の上奏が吏部に回される前に皇帝によって認められ

る可能性があり、また《規定》に依拠していれば、吏部に請願を却下されることも少ない。つまり、実態として地方官事における吏部の関与できる部分が少なくなり、督撫と皇帝の二者間で地方官人事を決定できる割合が多くなるのである。督撫の請願を皇帝が認めた場合は、吏部の覆議を経る必要がなく地方官人事の所用時間は短くなり効率的であった。また督撫は昇任よりも、引見の必要がない異動・就任を多く請願しており、また喫緊の課題を担っている地方官については、それが終わるまで引見を先送りするように請願していた。このことから、督撫による地方官人事は、清代地方官人事の運用に行政的空白の防止、官員交替の時間的効率化をもたらしたと考えられるのである。

皇帝の側からすれば、督撫の請願によって地方の意見をより直接的に聞くことが可能となり、皇帝―督撫の関係は強化されたといえる。ただしこれを単純な皇帝独裁の強化と考えてよいだろうか。地方官ポストが何らかの原因で空いたことを知り得るのは多くの場合において督撫が先であり、そのポストに対する人事的アクションを先んじて起こせるのは督撫である。規定と《規定》に則った人事、破例の人事、在京候補官員派遣要請のどれであっても、あくまで督撫の上奏がなされてのちに、はじめて地方行政が動き始める。むしろ皇帝・吏部といった中央は督撫の上奏にリアクトする形でしか地方官人事に関与できない部分が多くなったのである。

ただし、題本・奏摺どちらによる人事も、吏部の覆議も、最終決裁は皇帝に委ねられており、中央集権体制が維持されていたことは論を待たない。その意味では足立氏の言うように、清代の官員の決裁能力は低かったであろう。しかし督撫による地方官人事から見ると、地方の意見を多分に汲み上げるとともに、地方官人事の効率化と督撫の「超法規的」請願を可能にする柔軟な運用実態が存在した。康熙期に用いられるようになった奏摺を雍正帝は発展的に踏襲し、地方官と直接的に文書のやり取りをして中央集権化を志向した。その結果――逆説的ではあるが――督撫による地方官人事がより柔軟かつ効率的に運用される構造が生まれたと考えられるのである。このように督撫による地方官人事からは、柔軟な構造を備えた中央集権体制をうかがうことができるが、これが清朝の統治体制全体にあてはまるかは、財政・軍事などから複

合的に検討しなければならぬだろう。

さて官僚制度全体を視野にいれば、他にも検討しうる対象がある。たとえば官員の服喪は、行政的空白を生むだけでなく、儒教倫理と王朝統治との関連性にもかかわる問題である。このような他の官僚制度については今後の課題としたい。

① 乾隆四十五年、雲貴総督李侍堯が「題昇」の際に複数の官員から賄賂を受け取っていたことで、李侍堯および賄賂を送った官員たちが弾劾され革職されている。『高宗実録』巻一一〇三、乾隆四十五年三月十八日の条。

提供、收受題昇進南道莊肇奎銀二千兩、素爾方阿銀三千兩、汪圻銀五千兩、臨安府知府德起銀二千兩、東川府知府張璣銀四千兩、交与佐雜孫允恭赴蘇帶往。（中略）又挾張永受供、發交珠子二顆。一壳給昆明縣知縣楊奮勸要銀三千兩。一壳給同知方洛銀二千兩。（中略）李侍堯著革職等因。按察使汪圻、進南道莊肇奎、原署東

川府知府張璣、降調通判素爾方阿、丁憂同知方洛、昆明縣知縣楊奮、俱著革職。

② 例えば光緒三十年、湖広総督張之洞は「請准以李天柱補授知縣摺」という奏摺で、江陵縣知縣が病没したため、そのポストに奏留補用知縣の就任を請願している（趙德馨主編『張之洞全集』武漢、武漢出版社、二〇〇八、第四冊、奏議、二一八―二一九頁）。

③ 『織田等一九一四、二七〇―二七五頁』や『文二〇〇三、三六六―三七二頁』では、官員が在職のまま喪に服す「在任守制」に言及するが、その運用実態などは検討されていない。

附記 本稿は、大阪大学文学研究科「多言語多文化研究に向けた複合型派遣プログラム」（日本学術振興会「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」）による支援を得た。

参考文献

- 日本語文献（五十音順）
- 足立啓二 一九九八『専制国家史論』柏書房。
- 内田直文 二〇〇五『清代康熙年間における奏摺政治の展開』九州大学東洋史論集』三三三。
- 内田直文 二〇一三『清朝康熙時代の朝廷決議と奏摺政治の創始について』川勝博士記念論集刊行会編『川勝守・賢亮博士古希記念東洋学論集』汲古書院。
- 織田萬等編 一九一四『清国行政法』臨時台湾旧慣調査会、第一卷下（増補改訂版）。
- キューン、フィリップ・A著、谷井俊仁、谷井陽子訳 一九九六『中国近世の靈魂泥棒』平凡社（原著、Philip A. Kuhn, *Soulstealers: The Chinese*

Society, State of 1768. Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1990)。

伍躍 二〇一一年『中国の捐納制度と社会』京都大学学術出版会。

近藤秀樹 一九五八年『清代の銓選——外補制の成立——』『東洋史研究』十七—二。

宮崎市定 一九五七年『雍正硃批諭旨解題 その史料的价值』『東洋史研究』十五—四。

山本一 二〇一三年『清代、督撫による地方官人事規定の形成と運用』『東洋学報』九五—三。

中国語文献(ピンイン順)

艾永明 二〇〇三年『清朝文官制度』北京、商務印書館

劉鳳雲 一九九六年『清代督撫与地方官的選用』『清史研究』一九九六年三期。

劉錚雲 一九九三年『衝・繁・疲・難——清代道・府・州・県等級初探』『中央研究院歷史語言研究所集刊』六四—一(のちに『劉二〇一七、三一—三

四頁』に再録)。

劉錚雲 二〇一七年『皇權為中心的權力競逐——以清雍正十二年官缺更定為例』『檔案中的歷史——清代政治与社会』北京、北京師範大学出版社、一二七—

五四頁。

王志明 二〇〇七年『雍正朝官僚制度研究』上海、上海古籍出版社。

張振国 二〇〇九年『清代前期文官選任制度之演變』『史学集刊』一二—。

(立命館大学文学部講師)

One Aspect of the Qing Dynasty's Rule as Seen from Appointment of Local Government Officials by Top Provincial Executives

by

YAMAMOTO Hajime

This article examines the characteristics of the centralized administrative system during the Qing period by analyzing the local personnel administration system. Generally speaking, the personnel administrative system during the Qing period is understood as having been conducted by a lottery by central government at the Ministry of Personnel 吏部. However in the early eighteenth century top provincial executives (such as Governors-general and Governors 督撫), who were aware of regional realities, began to petition for the appointment of lower local government officials to insure the right man in the right place, not only with official documents called *tiben* 題本, but also by using exceptional methods, chiefly palace memorials called *zouzhe* 奏摺 in certain cases. Almost all such appointments to local government posts by using palace memorials were sanctioned by the emperor directly or through the Ministry of Personnel. If the Ministry of Personnel opposed a particular appointment, the emperor made the decision based on his own judgment. Top provincial executives did not petition for promotions but mainly for transfers, because Admittances (*yinjian* 引見) were not necessary for transfers. They requested postponement of admittances by giving the reason that the said person had an urgent mission. The appointments made using palace memorials were not deliberated in the Ministry of Personnel, and hence there were many cases regarding local personnel that were decided by top provincial executives in concert with the emperor. Therefore, the appointments made using palace memorials made the processes of local personnel affairs more efficient. Furthermore, top

provincial executives had the right to demand modification of the rules governing appointments of the local governments. They used this right not to expand their authority but to make suitable appointments that were relevant to the local conditions. Moreover, there were cases of top provincial executives demanding the dispatch of reserve officials from Beijing to the local government for lack of suitable talent in the particular local region. This is also a manifestation of the intention of top provincial executives to handle local administration properly.

It goes without saying that the emperor had the last word concerning local government appointments, wherefore a centralized administrative system was maintained. But it was top provincial executives who would first become aware of a vacancy, and it was they who could act on personnel matters before the central government such as the emperor or the Ministry of Personnel. In most cases, the emperor or the Ministry of Personnel could deal with personnel matters only after a report by top provincial executives. This system made local personnel affairs more effective and allowed top provincial executives to petition in an extralegal form by using palace memorials. Palace memorials had been in use since the Kangxi period, and Emperor Yongzheng, who aspired to implement a centralized administrative system with direct exchanges of opinions with local governments, progressively used palace memorials. As a result, appointments to local governments by top provincial executives became flexible and efficient. In other words, as seen from the appointments to local government, "a centralized administrative system, which was flexible in accepting local opinion" was put in place as the administrative system of the Qing dynasty through the use of palace memorials. The local government appointments studied in this article continued and operated effectively even during the late Qing. This flexible system is one important aspect of the Qing dynasty's centralized rule.

Key Words; Qing dynasty, top provincial executives,
appointment of local government officials, dynastic rule